

新型コロナウイルスの感染症法上、5類に引き下げに伴う 5月8日以降の療養期間について

感染症発症時のフローチャート

体調不良の場合大学を休み医療機関受診またはキットで検査実施

発熱やその他の体調不良があった場合

学校感染症(インフルエンザ等)と診断された場合

新型コロナウイルス陽性と診断または検査結果が陽性の場合



大学に連絡【①Forms入力 → ②電話連絡】

学生ポータル各キャンパスからのお知らせ

【体調不良時や新型コロナ・インフルエンザに関する連絡について】

①Forms入力

②電話

世田谷 健康サポートセンター 03-5477-2231

厚木 保健室 046-270-6622

オホーツク 保健室 0152-48-3817

電話でのヒアリングにより出席停止期間(別紙)を確認。

※教職員等については上記に電話連絡し、出勤停止期間を確認。



療養期間終了後

健康サポートセンター・保健室に必要書類(健康管理表等)を提出する。

健康サポートセンター・保健室は健康状態を確認し、学生に欠席届または出席停止証明書を発行する。学生は各自手続きする。

※教職員等は健康サポートセンター・保健室に電話し、健康状態を知らせて復帰する。